

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における
子育て支援

施策の方向 2

母子の健康
確保と増進

施策の方向 3

子どもの
健やかな成長
のための教育
環境の整備

施策の方向 4

子育てを
支援する
生活環境
の整備

施策の方向 5

仕事と生活の調和の実現

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進 P. 98
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 P.100

施策の方向 6

児童虐待
防止対策

施策の方向 7

障がいのある
子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭の
自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

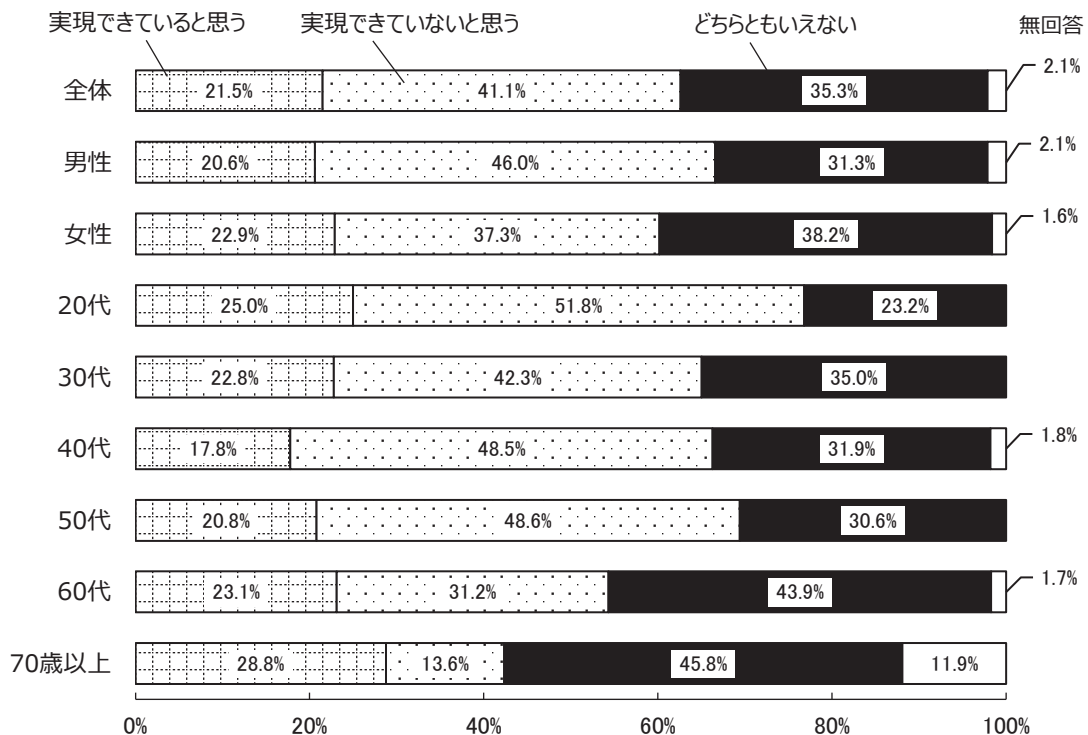
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

－現状と課題－

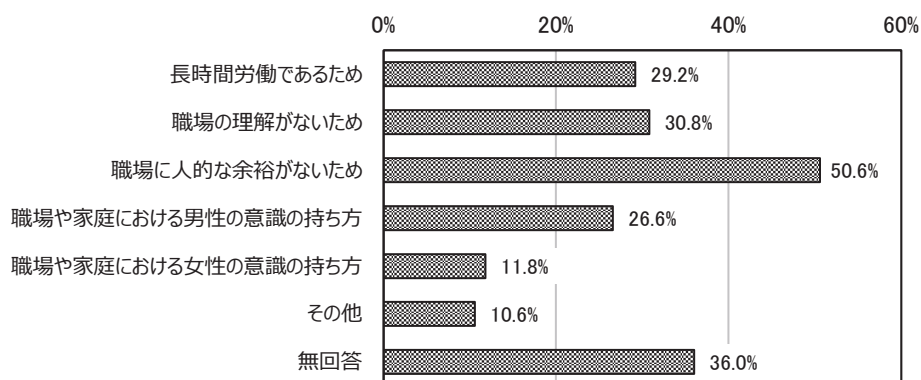
- 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに取り組むものであることから、男女が協力して子育てできるように、依然として社会に残っている職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正していく必要があります。
- このようななか、本市では、男女がお互いの人権を尊重し、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる領域で、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすため、函館市男女共同参画推進条例を制定し、「男女共同参画推進事業」や「女性活躍推進事業」などを実施しています。
- 「ワーク・ライフ・バランスの実現度」について41.1%がワーク・ライフ・バランスを実現できていないと回答しており、その理由としては、「職場に人的な余裕がないため」「職場の理解がない」と回答する割合が高くなっています。

〔「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていると思いますか〕



資料：「平成28年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（20歳以上市民調査）

[「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていない理由は何だと思いますか（複数回答）]



資料：「平成28年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（20歳以上市民調査）

－施策の方向－

- ㊦ 「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを子育てしやすい環境づくりにもつながっていきます。
- ㊦ このため、本市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働きやすい職場環境の整備や各種制度等の広報・啓発など、地域の実情に応じた取組みをさらに進めていきます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ワーク・ライフ・バランス推進事業	性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内の企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣し企業の支援や、就労前の学生に対し、労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めてもらうための講座を実施する。また、事業所向けに勉強会を実施する。	市民部 市民・男女共同参画課
②	ちびっこあそびの広場	(再掲) P.32	子ども未来部 子どもサービス課
③	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.32	子ども未来部 次世代育成課
④	子育て女性等の就職支援	ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市の広報紙、ホームページ等により周知を図るとともに、子育て女性等の就職支援協議会において、関係機関との情報・意見交換を行うなど、就職支援に取り組む。	経済部 雇用労政課
⑤	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	(再掲) P.85	学校教育部 教育指導課

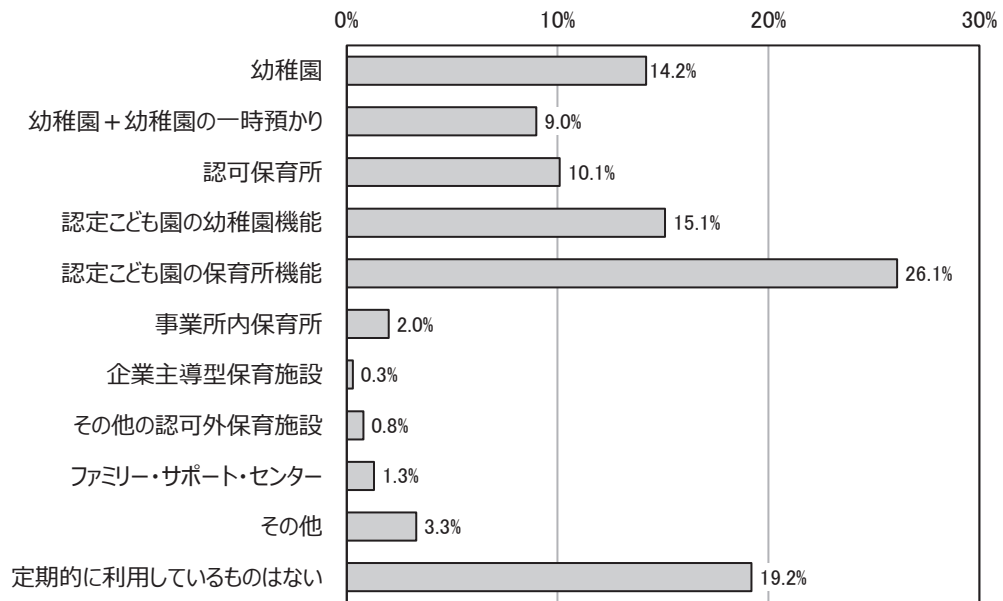
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。
- また、市の広報紙やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。
- 未就学保護者の「利用している教育・保育の事業サービス」について、「幼稚園」・「幼稚園＋幼稚園の一時預かり」が23.2%、「認可保育所」が10.1%、「認定こども園」（幼稚園機能・保育所機能）が41.2%となっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（複数回答）]（再掲）



資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実とあわせて効果的なPRに努めるなど、工夫した取り組みが必要です。

－施策の方向－

- 国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実に努めるなど、仕事と子育ての両立支援を進めていきます。

《個別事業》

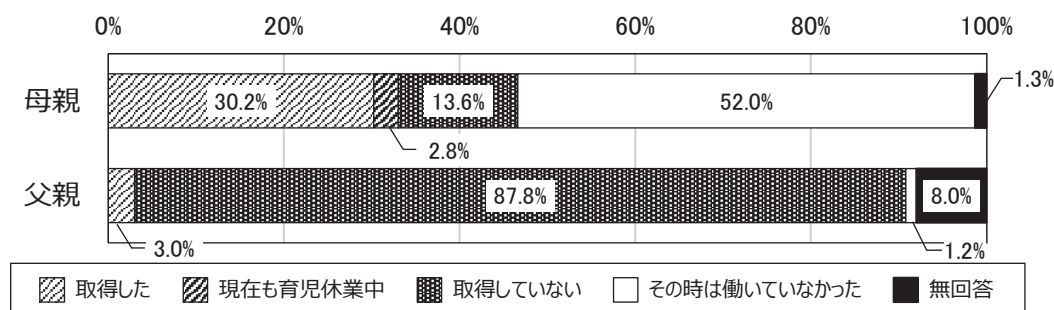
No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲) P.32	子ども未来部 子どもサービス課
②	各種保育サービス	(再掲) P.42	子ども未来部 子どもサービス課
③	放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)の充実	(再掲) P.35	子ども未来部 次世代育成課
④	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	国が実施するワーク・ライフ・バランス推進のための各種セミナーや事業所内保育施設整備にかかる助成金制度、道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市の広報紙やホームページ等において周知・啓発を図る。	経済部 雇用労政課

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、女性が出産や育児の理由で離職をせずに、職場に復帰し、仕事を続けていくことができるよう、育児休業などの制度について、市の広報紙やホームページ、ガイドブック等による周知・啓発に努め、その利用促進を図っています。
- 就学前児童保護者の「育児休業の取得状況」について、母親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせると33.0%、取得していないが13.6%となっており、父親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせると3.0%となっています。

[育児休業の取得状況：就学前児童保護者]



「その時は働いていなかった」, 「無回答」を除いた育児休業取得率

【母親】 70.8%

【父親】 3.4%

資料：「平成30年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、「その時は働いていなかった」および「無回答」を除いた育児休業取得率については、母親70.8%、父親3.4%であり、平成25年度調査の母親60.4%、父親1.5%と比較すると取得率は上昇しているものの、男性の制度利用は依然として低いことから、男女共同参画推進の観点からも、引き続き「育児休業制度等の利用促進」を図るなど、さらなる取組みの充実が必要です。

－施策の方向－

- 男女共同参画推進の観点からも、固定的な性別役割分担意識等を是正し、男女が協力して子育てできるように、国、道、企業等との連携のもと、育児休業制度等の普及・啓発に努めるなど、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	男女共同参画 推進事業	(再掲) P.73	市民部 市民・男女共同 参画課
②	ワーク・ライ フ・バランス 推進事業	(再掲) P.99	市民部 市民・男女共同 参画課
③	育児休業制度 等の利用促進	育児休業制度等に係る助成金について、市の広報紙やホームページ等により労使双方に対して、その周知に努める。	経済部 雇用労政課